



第3号

平成29年(2017)1月1日発行

館林市・板倉町 合併協議会だより

館林市

板倉町

報告第9号・・・P2
議案第7号・・・P2～P5
議案第8号・・・P6～P7

協議第9号・・・P7
協議第10号・・・P7～P8

発行：館林市・板倉町合併協議会 / 編集：館林市・板倉町合併協議会事務局
〒374-8501

群馬県館林市城町1番1号（館林市役所内） TEL：0276-72-4111（内線511・514）/FAX：0276-72-3297

【URL】 <http://www.tatebayashi-itakura-gappeikyo.jp/>

【E-mail】 tatebayashi-itakura.gappeikyo@city.tatebayashi.gunma.jp

第3回合併協議会を開催し、報告事項を1件、審議事項を2件、協議事項を2件協議しました

平成28年11月28日、板倉町中央公民館大ホールにおいて、第3回合併協議会を開催しました。

はじめに、報告事項として「館林市・板倉町合併協議会委員の変更」について報告があり、次に、審議事項として「新市基本計画の骨子」と「合併の方式」について審議しました。

また、協議事項として「各種事務事業の取扱い」のうち、総務部会に関する「消防防災関係事業」と「交通関係事業」について協議しました。

事務局から説明された内容と各委員からの質疑などについて、その概要をお知らせします。

第3回合併協議会で審議・協議を行った内容

報告事項	
報告第9号	館林市・板倉町合併協議会委員の変更について
審議事項	
議案第7号	新市基本計画の骨子について
議案第8号	【合併協定項目1】合併の方式について
協議事項	
協議第9号	【合併協定項目23-6】消防防災関係事業について
協議第10号	【合併協定項目23-7】交通関係事業について
用語の説明	
「審議事項」…会長が提案し、合併協議会で審議・決定するものです。なお、継続的な審議が必要な場合は「継続審議事項」として、次回以降も引き続き審議を行います。	
「協議事項」…審議事項とする前に、意見交換や質疑を行い、次回以降の合併協議会で審議・決定するものです。	

**報告第9号
館林市・板倉町合併協議会委員の変更について**

平成28年9月に開催された館林市議会第3回定例会において、議長及び副議長が交代しました。これに伴い、本協議会の委員も9月29日付で、次のとおり変更したことに伴って報告がありました。

2号委員 (正副議長)		
変更後	議長	多田 善洋
	副議長	泉澤 信哉
変更前	議長	向井 誠
	副議長	多田 善洋

(敬称略)



**議案第7号
新市基本計画の骨子について**

↓原案のとおり可決しました

第2回合併協議会において、審議・決定された新市基本計画の策定方針に基づき「館林市・板倉町新市基本計画骨子(案)」が提案されました。

事務局からは、その概要について、次のような説明がありました。

《説明》

- 『館林市・板倉町新市基本計画骨子(案)』は、次の10項目で構成されています。
- ① 計画策定の趣旨と活用
 - ② 計画の構成
 - ③ 新市の将来像
 - ④ 新市の基本理念
 - ⑤ 基本方針及び施策の体系と推進
 - ⑥ 重点プロジェクトの推進
 - ⑦ 新市の土地利用構想
 - ⑧ 公共的施設の適正配置
 - ⑨ 群馬県事業の推進
 - ⑩ 財政推計

それぞれの項目について、概要を説明します。

① 計画策定の趣旨と活用

館林市・板倉町新市基本計画は、「市町村の合併の特例に関する法律」に基づき、館林市及び板倉町の合併に際し、新市の円滑な運営の確保と新市全体の均衡ある発展を図ることを目的として策定し、計画に定めた内容を推進することにより、新市の一体性の確立及び住民福祉の向上を目指すものです。

本計画の策定にあたっては、両市町の総合計画や人口ビジョン総合戦略、都市計画マスタープランなど、重要な計画を継承・反映するとともに、各地域で住民説明会を開催するなど、住民意見の反映にも十分努めます。

また、本計画に基づいて両市町の合併を行い、新市誕生後は、速やかに新市の総合計画が策定されますが、それまでの間、本計画が新市の最上位計画に位置づけられることとなります。

② 計画の構成

館林市・板倉町新市基本計画

計画の構成

■ 計画策定にあたって

第1編 序 論	①合併に向けて ②必要性と効果及び課題等 ③計画の策定方針
第2編 新市の概況	①両市町の沿革 ②位置と地勢 ③面積 ④人口と世帯数 ⑤交通条件 ⑥地域産業の状況 ⑦生活基盤の状況 ⑧行財政の状況
第3編 主要指標の見通し	①総人口 ②年齢3区分別人口 ③世帯数 ④就業人口 ⑤産業別人口

■ 計画本編

第4編 まちづくりの 基本方針	①新市の将来像 ②新市の基本理念 ③基本方針及び施策の体系と推進 ④重点プロジェクトの推進 ⑤新市の土地利用構想
第5編 公共的施設の適正配置	①公共的施設の適正配置に関する検討 ②将来に向けた整備の方針
第6編 群馬県事業の推進	①県との連携及び県への協力依頼 ②新市において推進・要望する県事業
第7編 財 政 推 計	①行財政改革による削減効果の見込 ②新市における10年間の財政推計

は、7編で構成しています。第1編から第3編までを「計画策定にあたって」とし、序論、新市の概況、主要指標の見通しの3編で構成しています。

また、第4編から第7編までを「計画本編」とし、まちづくり

の基本方針、公共的施設の適正配置、群馬県事業の推進、財政推計の4編で構成しています。

なお、第4編まちづくりの基本方針では、新市の将来像や基本理念といった、骨子の根幹となる重要な項目を記載しています。



③ 新市の将来像

新市の将来像は、新市が描く将来のまちの姿です。

本計画では、「豊かな環境、誇れる歴史や文化を守り、これらをさらに発展させながら未来へ繋ぎ、市民と行政がともに考え、協力しながら築いていく新たなまち」という姿を描き、左の表に

ある将来像を定めました。

④ 新市の基本理念

この項目では、新市の将来像を実現するための3つの基本理念を記載しています。

1つ目の基本理念は「都市と自然が共存する豊かな環境のもと、だれもが快適に暮らせる安全安心なまち」です。新市には、市街地

を中心とした都市的な側面と、田園風景や川の景色など自然豊かな側面があります。これらの環境を

今後とも維持・発展させ、子どもからお年寄りまで、だれもが快適で安全安心に暮らせる『人が集い豊かな環境があるまち』をこれからも守り続けるという思いからキーワードを「まもる」としました。

2つ目の基本理念は「誇れる歴史や文化を生かした潤いと学びが

あり、だれもが健康でいきいきと暮らせるまち」です。新市には、それぞれの地域に誇れる歴史や文化があります。これを生かした潤いや学びの継承・発展に取り組みます。また、だれもが健康でいきいきと暮らせるためのさまざまな取り組みをさらに充実させ、『潤いと学びに満ち、市民がいつまでも健康に暮らせるまち』を次の世代へ繋ぐという思いからキーワードを「つなぐ」としました。

館林市・板倉町新市基本計画に定める新市の将来像

『まもる つなぐ きずく 新たな共創都市〇〇〇〇』

※〇〇〇〇には新市の名称が入ります

3つの 基本理念	まもる	都市と自然が共存する豊かな環境のもと、だれもが快適に暮らせる安全安心なまち
	つなぐ	誇れる歴史や文化を生かした潤いと学びがあり、だれもが健康でいきいきと暮らせるまち
	きずく	市民がまちづくりの担い手となり、みんなてつくる活力と交流を生み出すまち
6つの 基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 豊かな環境と共生する安全安心なまち 快適で利便性の高い住みよいまち すべての市民がいつまでも健康でいきいきと暮らせるまち 誇れる歴史や文化を生かした潤いと学びがあるまち 活力と交流を生み出すまち 市民とつくる新たなまち 	
	<ul style="list-style-type: none"> 地域資源保全プロジェクト 安全安心ネットワークプロジェクト 子育て支援プロジェクト 学びのあるまちづくりプロジェクト 地域連結プロジェクト 観光・産業創出プロジェクト パートナーシッププロジェクト 行財政改革プロジェクト 	
8つの 重点プロ ジェクト	<ul style="list-style-type: none"> 地域資源保全プロジェクト 安全安心ネットワークプロジェクト 子育て支援プロジェクト 学びのあるまちづくりプロジェクト 地域連結プロジェクト 観光・産業創出プロジェクト パートナーシッププロジェクト 行財政改革プロジェクト 	

3つ目の基本理念は「市民がまちづくりの担い手となり、みんなてつくる活力と交流を生み出すまち」です。新市には、ボランティアや団体・事業者、また、貴重な観光資源など多くの財産があります。市民がまちづくりの主役となり、観光や産業、地域間交流などの発展を通して新たなまちの魅力を高めるなど、市民と行政がともに考え行動する『新たな共創都市』を築くという思いからキーワードを「きずく」としました。これら3つの基本理念を踏まえ、たまちづくりを推進します。

⑤ 基本方針及び施策の体系と推進

この項目では、右の表にある新たなまちづくりを進めるにあたっての6つの基本方針を記載しています。

なお、骨子では、新市基本計画に基づく取り組みの体系図や具体的な施策は記載していませんが、計画素案の提案時にはその詳細について記載します。

⑥ 重点プロジェクトの推進

この項目では、右の表にある基本方針に基づいたまちづくりを進めるにあたって、特に重要と考えられる8つの重点プロジェクトを記載しています。

⑦ 新市の土地利用構想

土地利用を含むまちづくりの方針については、両市町がそれぞれ策定している「都市計画マスタープラン」や群馬県の東毛広域におけるまちづくりの方針である「都市計画区域マスタープラン」など、既に定められた計画のほか、現在1市4町（両市町、明和町、千代田町及び邑楽町）で、策定に向けた検討が行われている「広域

立地適正化計画」など、両市町の合併を越えた広域的な計画もあることから、新市の土地利用構想ではこれらを反映したエリアごとの整備の方向性を示します。

なお、新市の土地利用にあたっては、都市機能と自然との共存を継承し、地域的・文化的・産業的な要因を考慮しながら、新市全体が調和するまちづくりを進めます。

⑧ 公共的施設の適正配置

既存の公共的施設については、効率的な行政運営を行うために重複する施設を中心に統合整備を検討する必要があります。しかし、急激な統廃合を行うことは、住民サービスや住民生活に影響を及ぼす恐れがあるため、基盤整備の状況を踏まえ、住民意見や地域性などに十分配慮した配置や整備を進めます。

また、新たな公共的施設の整備については、新市の財政状況を踏まえ、既存の公共的施設を可能な限り有効活用することを基本に検討を進めます。

なお、公共的施設の整備や運営にあたっては、民間事業者の能力

や経営ノウハウを幅広く活用し、必要に応じて指定管理者制度などの活用を検討するなど、効率的で質の高い行政サービスの提供に努めます。

⑨ 群馬県事業の推進

新市のまちづくりにおいて、県が主体となる事業や県と新市が連携して行う事業が順調に進むことは、とても重要なことです。既に県が着手している事業や、両市町が県へ要望している事業などは、県と協議・調整のうえ、新たなまちづくりの計画として推進します。

また、県の協力を得ながら、医師不足や社会保障の充実など、課題解消に努めるとともに、道路整備や団地開発など、経済発展に結びつく事業を計画的に進めます。

⑩ 財政推計

合併後においても健全な財政運営を維持していくことを基本的な考え方とし、平成30年度から、その後の10年間を普通会計ベースで推計します。

また、財政推計は新市の行政運

営について一つの方向性を示すものであり、財政といった観点から、簡素で効率的な行政組織の構築や、将来にわたって持続可能なまちづくりを進めます。

委員からの主な意見

■新市の将来像に「新たな共創都市」という表現がありますが、共創という言葉には、住民や企業、行政が連携して「新しい」まちの魅力や価値をつくり上げていくという意味があり、既に「新しい」という概念が入っているため、再度、「新たな」という言葉を使う必要はないと思います。

■新市の将来像について、「まもる」という閉塞感のある言葉ではなく、両市町の住民が「集つ」というイメージから「つどい」に変更し、また、躍動感が出るように「つなぐ」を「つなぎ」に変更したうえで、「つどい・つなぎ・きずく」新たな共創都市〇〇〇〇」としてはいかがでしょうか。

A 事務局からの回答

素案を作成していく中で、両市町の意見を伺い、幹事会を通して十分検討します。

議案第8号

合併の方式について

↓継続審議とします

合併の方式は、合併協定項目の中でも特に重要な項目とされておき、合併協議会としても、慎重な審議を行っています。

第2回合併協議会では、協議事項として、事務局から合併の方式による取扱いの違いなどについて説明がありました。今回は、審議事項として、各委員からそれぞれの方式に対するさまざまな角度からの意見交換が行われました。より議論を深めるため、今回は採決を行わず、継続審議とすることにしました。



新設合併に対する 委員からの主な意見

■両市町の歴史や文化、長い行政運営の実績を尊重しますと、新設合併が望ましいと考えます。

■人口は館林市の方が多く、すが、経常収支比率など財政的な面では、板倉町の方が良好な部分もありますので、新設合併が望ましいと考えます。

■両市町の地名には、歴史が詰まっております。住民は愛着を持っています。そのため、どちらか一方の名称を使うのではなく、新設合併としたうえで、新しい名称を使う方が、住民のまちづくりに対する意欲が湧いてくると思います。また、条例については、新設合併とすることを機に、住民福祉にどう有効な条例かどうかを取捨選択して、新たに制定した方がよいと考えます。

■合併に関する費用負担の面からすれば、編入合併の方が負担は少ないですが、地域がこれから未来に向かって羽ばたいていくということが最も求められていると思います。そのため、地域住民が新たなまちとして一体となって進んでいくことを考えますと、一時的な財政負担を考えると、将来を含めての地域の心を育てていくために、新設合併とすることが望ましいと考えます。

規模が違う自治体が、合併という手段で新しいまちづくりを進めるためには、経費や時間がかかります。住民にとって重要な問題です。しっかりと議論するうえで、新設合併とすることが望ましいと考えます。

■新設合併が望ましいと考えますが、最終的には、議会の判断に委ねたいと考えます。

■民主主義には時間と費用がかかるものと考えます。財政的な負担もあると思いますが、未来に向けて、スピーディーな新設合併が望ましいと考えます。

編入合併に対する 委員からの主な意見

■協議を進めるうえでの方針は、対等な立場での新設合併としますが、法的手続きとしては編入合併が望ましいと考えます。

■現在の経済、社会環境は、とても速いスピードで変化しています。新設合併となれば、まちづくりが停滞してしまうことが考えられますので、スムーズで、効率的に進められる、編入合併とすることが望ましいと考えます。

■編入合併の方が費用が安く、時間も手間もかからず、効率的である

ると考えます。また、新市の名称についても、知名度のある自治体名とした方が商業面においてはメリットが大きいと考えます。

■合併には、大変な事務作業が想定され、目には見えない部分で、時間と労力を費やすことになりま。しかし、結果としては、新設・編入合併のどちらの方式を採用したとしても、住民生活への影響に大きな差はないと考えます。それならば、作業が簡素化でき、時間も費用も少ない、編入合併とすることが望ましいと考えます。また、大きな影響があるのは、首長や議員といった、特別職の身分だけであり、住民生活に影響が少ないのであれば、住民からの税金の負担が少ない編入合併とすることが望ましいと考えます。

■財政的には国も自治体も大変な状況の中で、編入合併の方が費用が抑えられ、スムーズに手続きが進むと考えます。

■両市町の議会の考え方もあると思いますが、編入合併が望ましいと考えます。

■費用的な面から編入合併が望ましいと考えます。

■編入合併が望ましいと考えますが、どちらが編入するのかを考えたときに、大きい方が編入するの

ため、関係機関との協力体制を整え、災害発生時の対応に備えています。

合併後、新市において自治体や関係機関と協議を行い、引き続き災害時応援協定を締結します。

協議第10号

交通関係事業について

↓次回の審議事項とします

両市町の交通安全計画や交通指導など、3項目の調整方針案について、事務局からは、次のような説明がありました。

《説明》

◆交通安全計画

交通安全対策基本法に基づき、住民の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通の状況や地域の実態に即した交通安全に関する施策を具体的に定めて実施するため、両市町では、交通安全計画を策定しています。

この計画は、館林市の例により、合併時に統合します。

協議第9号

消防防災関係事業について

↓次回の審議事項とします

両市町の地域防災計画や災害対策本部など、5項目の調整方針案について、事務局からは、次のような説明がありました。

《説明》

◆地域防災計画

地域防災計画は、災害対策基本法の規定に基づき、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的に、両市町の防災会議が作成しています。合併後、新市において速やかに新たな地域防災計画を策定しますが、それまでの間の経過措置として、現行の両市町の地域防災計画を存続適用させます。

◆災害対策本部

災害対策本部は、災害が発生、もしくは発生するおそれがある場合に、両市町の地域防災計画により、防災関係機関との連携を確保

するとともに、災害予防及び災害応急対策を講じるために設置されます。

組織などが異なるため、新市の行政組織との整合性を図り、合併時までに調整します。

◆防災情報設備

防災行政無線や安全安心メールは、館林市の例により合併時に統合しますが、群馬県衛星系防災行政無線及びJアラート受信設備については、国及び県と今後調整します。

◆避難所対策

指定避難所（避難区域）の設定や防災備蓄品の整備及び配置については、新市において調整します。

また、広域避難所の確保については、現在両市町で近隣市町と協議を行っているため、現在進行している近隣市町との協議を新市が継承します。

◆災害時応援協定

両市町の地域防災計画に定める災害応急対策を効果的に実施する

が一般的であると考えます。そうならば、板倉町の委員の意見を尊重したいと考えます。

■費用、時間的な面からしても、編入合併が望ましいと考えます。

その他の意見

■合併の方式は、合併協議の中でも特に重要な項目であると考えていますので、時間をかけて、十分に意見を聞きながら進めた方がよいと考えます。

■新設合併と編入合併のメリットやデメリットをじっくり見極める必要はありますが、経済的な面からしても、一日も早く合併した方がよいと考えます。

■今後、事務事業のすり合わせを行ううえで、ゼロから話し合うことが理想ですが、事務量や時間を考慮すると、ベースとなるものがあつた方が、スムーズに話が進むと考えます。

■事務事業のすり合わせにおいては、平等に協議が進められていると認識していますが、選択する合併の方式により、経費や仕事量、時間には差が出てくると思います。早期の合併を望む声もある中では、合理的な方法をとるべきと考えます。

◆交通指導

両市町では、交通の安全指導を行うとともに、交通秩序の確立及び交通事故の防止に努めるために、交通指導員を任命しています。定数や報酬などに差があるため、館林市の例により合併時に統合しますが、活動内容などについては、新市において調整します。

◆広域公共路線バス

両市町、明和町、千代田町及び邑楽町では、住民の需要に応じたバスなどの旅客輸送の確保及びその他の旅客の利便性の増進を図るため、広域公共路線バスを運行しています。

合併後も、引き続き現行の通り運行します。



館林市と板倉町の紹介

第3弾「市の鳥・町の鳥」

館林市 TATEBAYASHI



館林市の鳥は「カルガモ」です。池沼が多いことから水鳥が選ばれ、その中でも、四季を通じて生息しており、数が多く市民に親しみやすいなどの理由から、選定審査委員会が選定し、市制施行20周年を記念して、昭和49年4月1日に制定されました。

ITAKURA 板倉町



板倉町の鳥は「ヒバリ」です。町制施行30周年を記念して、企画委員会及び制定班が選定した5種（ヒバリ、オオヨシキリ、カルガモ、カイツブリ、ゴイサギ）の候補の中から、町民の投票により選ばれ、昭和60年9月11日に制定されました。

イベントのご案内『館林地区消防組合消防隊出初式』

消防関係者の士気を高めるとともに、地域住民の防火意識の高揚を図るため、館林地区消防組合消防隊出初式が行われます。

消防職員をはじめ、1市4町の消防団員などが一堂に会した会場では、鳶（とび）職組合による梯子（はしご）乗り演技や、消防職員によるカラー放水などが披露される予定です。

とき：平成29年1月7日（土）午前10時から
ところ：館林市役所東広場



合併協議会ホームページでは、協議会の資料などを公開しています。協議の状況や会議録を掲載していますので、ご覧ください。また、館林市及び板倉町の公式ホームページにも両市町の広報紙をはじめ、さまざまな情報が掲載されていますので、ご覧ください。

<http://www.tatebayashi-itakura-gappeikyo.jp/>

館林市・板倉町合併協議会

検索

